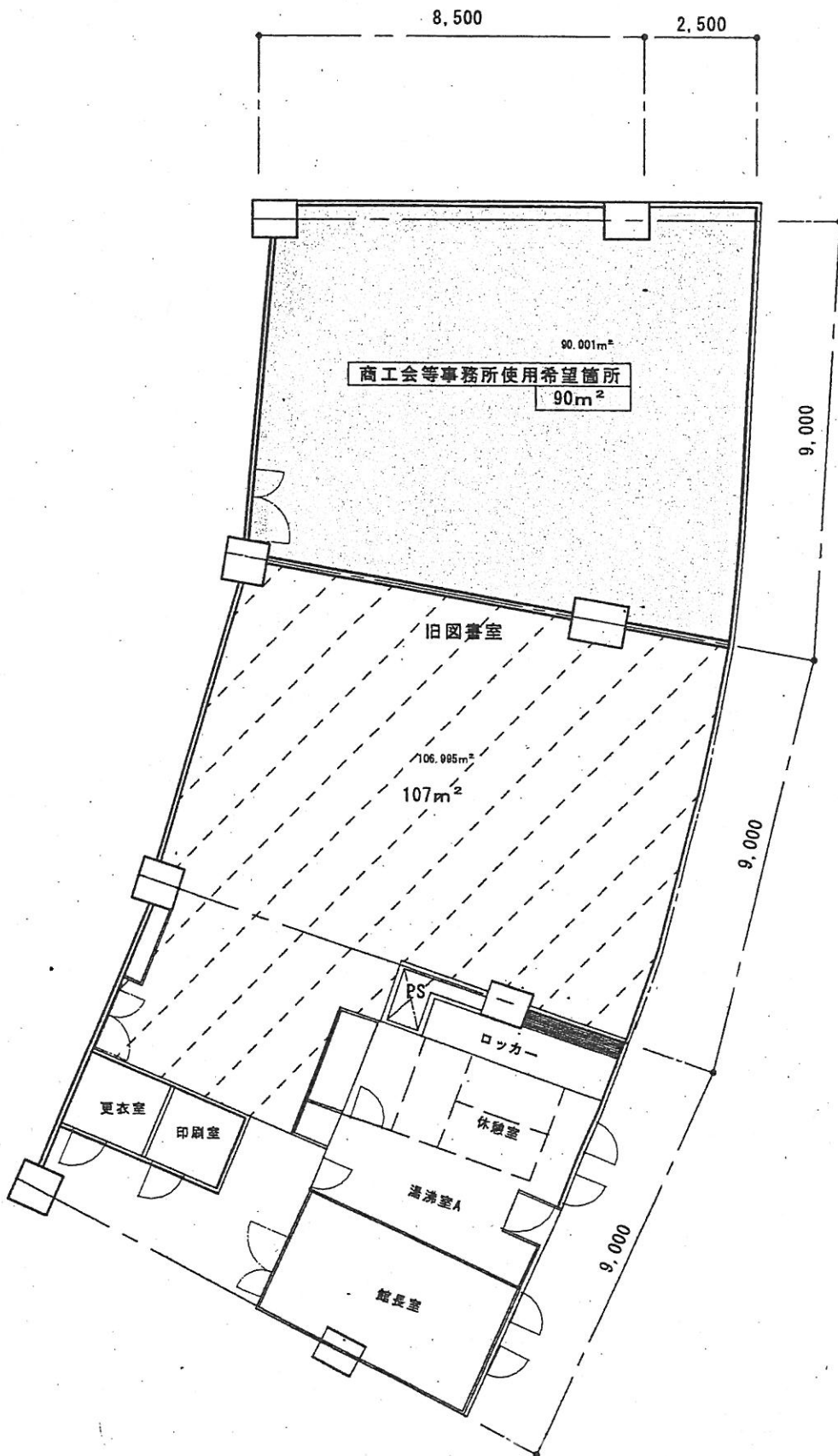





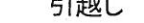

川根文化センターチャリム21「旧図書室」の利活用について

- 1 趣 旨 川根図書館新築移転に伴い、チャリム21において図書室として使用していたスペースの活用方法について、昨年度、商工会等から要望のあった事務所移転先としての使用を含め、次のとおり報告する。
- 2 行政財産目的外使用について
 - (1) 使用希望団体
商工会川根町支所、観光協会川根支所、川根町サービス店会
 - (2) 用途
上記団体の合同事務所（商工会2名、観光協会1名、サービス店会1名）
 - (3) 使用希望面積
90 m²（予定）
 - (4) 使用希望箇所
※裏面参照（上側部分）
 - (5) 行政財産使用料
行政財産の使用料条例に基づく年額の4分の1の額とする（月5万円程度）。
 - (6) 光熱水費等の支払い
電気料は子メーターを設置、その他は按分した金額を指定管理者へ支払う。
 - (7) 休館日の扱いとセキュリティについて
機械警備の設定・解除箇所の増設、休館日の立入禁止箇所の仕切り設置等。
 - (8) 改築工事等本使用に係る経費負担
商工会等がすべて負担する。
 - (9) 業務開始日
8月29日を予定 ※「別紙」移転スケジュール参照
 - (10) その他
当該3者が任意組合を設立し、市及び指定管理者との協議または支払い等を行う。
- 3 「2」のとおり使用させた場合の残りのスペースの活用(案)について
 - (1) 利用形態
利用実績や地域の状況として、指定管理者であるNPOまちづくり川根の会から、以下の利用が見込まれることから、それに沿った改修要望があるため、多目的での利用ができるよう改修計画を進めていく。
<高齢者の舞踊・体操教室（昼間）、キッズダンス（夜間）、その他ホール出演者のリハーサル室、ギャラリーなど>
 - (2) 利用可能面積
107 m²（予定） ※不整形スペースを含む
 - (3) 改修工事
平成29年度当初要求⇒着工4月⇒完成5月⇒使用開始6月 ※改修費用は未定
 - (4) 条例の改正（貸室として利用料等を設定）
平成29年2月定例会上册

川根文化センターチャリム21「旧図書室」平面図



島田市商工会川根支部等移転スケジュール

	平成28年6月	7月	8月	9月	
川根文化センター チャリム21への 移転スケジュール		業者選定 見積り、設計 6/13～7/8 	入札 7/29 	施工工事 8/1～8/19  引越し 8/23～8/26  電気、水道、ガス、電話、 PC環境設定準備 8/1～8/19 	業務開始予定 8/29 